**よくある質問**

**（１）申請に関する内容**

|  |
| --- |
| Ｑ１　市外に法人本部がありますが，市内の事業所で介護助手活用促進事業（以下「事業」という。）を実施する場合，雇用奨励金の交付対象となりますか。 |

 　Ａ　雇用奨励金の交付対象となります。

 　　※　市外に本部がある事業者であっても，市内に所在する事業所が事業を実施する場合は対象となります。

 ※　市内に本部がある事業者であっても，市外の事業所で事業を実施する場合は，対象となりません。

|  |
| --- |
| Ｑ２　すでに介護助手を雇用していますが，追加で新たな介護助手を雇用するため，市の事業を実施する場合，雇用奨励金の交付対象となりますか。 |

 　 Ａ　雇用奨励金の交付対象となります。

なお，この場合，業務の効率化・介護職の働き方の検討については，過去に実施していた場合，再度実施する必要はありませんが，地域への広報および短期雇用就労マッチングならびに雇用した介護助手への介護の附帯業務の指導は実施する必要があります。

|  |
| --- |
| Ｑ３　事業計画に関し，市の承認を受けた後，すぐに着手してもよいですか。 |

　　Ａ　事業計画の承認後，雇用奨励金交付申請書の提出が必要となります。

雇用奨励金交付申請書を提出後，市から雇用奨励金交付決定通知書が送付されますので，

その通知に記載されている着手日から事業を実施してください。

|  |
| --- |
| Ｑ４　市が雇用奨励金の対象事業者を選定するにあたり，選定基準はありますか。 |

 Ａ　事業者の選定にあたっては，事業計画書の内容を勘案し選定し，内容に不備や不足が認められる場合，市が指導・勧告を行うことがあります。

また，雇用奨励金の交付対象者は１６名とし，応募上限に達した時点で募集を終了します。

|  |
| --- |
| Ｑ５　本年度すでに新たな介護助手を雇用しましたが，雇用奨励金の交付対象となりますか。 |

 Ａ　すでに雇用している介護助手は，雇用奨励金の交付対象となりません。

市から送付される雇用奨励金交付決定通知書に記載されている着手日以降に，新たに雇用した介護助手が雇用奨励金の交付対象となります。

|  |
| --- |
| Ｑ６　介護助手を雇用・指導するために要した経費は雇用奨励金の交付対象となりますか。 |

 Ａ　介護助手を雇用・指導するために要した経費は雇用奨励金に含むことはできません。

（雇用奨励金は人件費のみが対象となります）。

地域人材向け説明会の開催に係る経費や介護助手向けの外部講師を招聘しての研修に係る経費等は北海道が実施している「介護助手普及促進事業」で支援しておりますので，そちらの活用もあわせてご検討ください。

|  |
| --- |
| Ｑ６　年度を跨いでの採用は可能ですか。 |

　　Ａ　本事業は単年度事業となるため，各年度末までに事業を完了させる必要があります。

**（２）事業実施に関する内容**

|  |
| --- |
| Ｑ８　申請した人数の介護助手を雇用できなかった場合どうすればいいですか。 |

 Ａ　申請した人数の介護助手を雇用できない状況（介護助手を全く雇用できない，３人の介護助手の雇用を予定していたが２人しか雇用できなかった等）になった際は市へご相談ください。

|  |
| --- |
| Ｑ９　３か月間の短期雇用契約を締結し介護助手を雇用していましたが，介護助手の自己都合により２か月で退職してしまいました。この場合でも雇用奨励金の交付対象となりますか。 |

 Ａ　短期雇用契約で介護助手を３か月間雇用後，継続雇用就労マッチングを行った場合に雇用奨励金の交付対象となるため，理由に関わらず２か月で退職してしまった場合は雇用奨励金の交付対象とはなりません。

|  |
| --- |
| Ｑ10　３か月間の短期雇用契約期間終了後，継続雇用就労マッチングで不成立となった場合でも雇用奨励金の交付対象となりますか。 |

 Ａ　雇用奨励金の交付対象となります。

|  |
| --- |
| Ｑ11　短期雇用契約期間を４か月とすることは可能ですか。 |

　　Ａ　３か月間の短期雇用契約を締結していただくことが条件となっておりますので，４か月間の短期雇用契約とすることはできません。

短期雇用契約期間終了後の継続雇用就労マッチングで新たな雇用契約を締結してください。

|  |
| --- |
| Ｑ12　介護助手の雇用に係る選定（短期雇用就労マッチング）は事業所の選定基準で行ってよいですか。 |

　 Ａ　介護助手の雇用については，事業所の選定基準で行ってください。

|  |
| --- |
| Ｑ13　介護助手が通所介護の送迎業務や調理補助業務を行うことができますか。 |

　　Ａ　介護助手は直接介助を伴わない業務を行うことを想定しておりますので，その範囲であれば可能です。

|  |
| --- |
| Ｑ14　資格取得後に介護職となる前提で介護助手として雇用することは可能ですか。 |

　　Ａ　短期雇用契約期間終了後の継続雇用就労マッチングの中で,採用条件を話あっていただくことは問題ありませんが，３か月間の短期雇用契約の中では，介護助手という業務に興味を持たれた方が応募しやすいよう,できるだけ採用条件に制限をかけない方が望ましいものと考えております。

|  |
| --- |
| Ｑ15　常勤換算としてカウントできますか。また，介護職員処遇改善手当の支給対象になりますか。 |

　　Ａ　介護助手は,直接介助を伴わない業務を行うことから，基本的には介護職員処遇改善手当の支給対象となる職員ではないものと考えております。

|  |
| --- |
| Ｑ16　トラブル・事故等については雇用者の就業規則と同様の対応となりますか。 |

　　Ａ　介護助手の雇用については，事業所で定めた就業規則にて対応して頂きます。

|  |
| --- |
| Ｑ17　賃金の設定は事業者任意で良いですか。 |

　　Ａ　最低賃金以上の賃金であれば，その設定は事業者任意で問題ありません。

|  |
| --- |
| Ｑ18　市の地域への広報に関して，どのような内容となりますか。 |

　　Ａ　函館市では，市ホームページおよび各種媒体にて，本事業の内容や，取組を実施している事業者の情報を周知する予定です。

|  |
| --- |
| Ｑ19　メディアへの宣伝はするのですか。 |

　　Ａ　新聞社等のマスコミへ，本事業のプレスリリースを随時行ってまいります。